

提案募集から落札までの実施手順

「評価の公正さを確保するために」

公正に総合評価落札方式を実施するためには、実施にあたって留意すべきポイントがいくつかあります。

1 総合評価落札方式の適用を決定^{①)}

評価項目の選定 ⇒ 評価基準の設定^{②)}

ポイント1

総合評価落札方式を採用するねらい、評価の着眼点などの積極的なPRによって、より高い満足度を目指した発注機関の取り組みへの理解が深まります

2 評価方法の決定

技術提案募集の内容の決定 ⇒ 入札公告等の内容決定

ポイント2

総合評価の基準、技術提案が最低限満たすべき要件、得点計算方法、ペナルティなどの評価方法については、あらかじめ入札公告や入札説明書に明記する必要があります

3 公告等の実施

ポイント3

入札に先立って、技術提案が確実に実施できる内容のものかどうかを確認します

4 技術提案の事前審査

提案内容の確実さ等を確認

ポイント4

入札公告時に示した方法で技術提案内容を評価します
(入札時の提案内容は、④の事前審査で確認された内容の範囲内である必要があります)

5 入札の実施

ポイント5

結果の公表後、非落札者から、その理由の説明を求められた場合には、対応、説明が必要です

6 総合評価による判定

提案内容の評価と総合評価の実施

ポイント6

契約後は、適切な時期・方法で提案内容の履行状況を確認することが必要です

7 落札者の決定^{③)}・契約

契約内容の履行の確認 ⇒ 履行の検証とペナルティ

1)、2)、3) 地方自治体で総合評価落札方式(総合評価競争入札)を行おうとする場合には、1)「総合評価を行おうとするとき」、2)「落札者決定基準を定めようとするとき」、3)「落札者を決定しようとするとき」に、2人以上の学識経験者の意見を聞くことが必要です。詳しくは、「地方自治法施行令第167条10の2」他で規定される手続きを参照してください。